

第4章 プランの内容

基本目標 1

社会資源※のネットワークにより、住み慣れた地域 でその人らしく暮らせる安心のまちづくり

ライフステージを問わず、誰もが住み慣れた地域で、安全に安心して暮らしたいと願っています。しかし、少子高齢化や核家族化による高齢者単身・高齢者のみ世帯や地域から孤立した子育て家庭の増加に加え、ひとり親家庭、障害のある人の増加などにより、地域における生活課題は多様化、複合化、複雑化しています。そうしたなかで、孤独死や自殺、虐待問題などに発展する場合も増加しており、現行の福祉制度の狭間に陥り支援につながらないケースが潜在化しています。

そこで、行政をはじめ、地域で活躍している社会福祉士やケアマネジャー、保健師、社会福祉協議会などの福祉に携わる専門家同士の連携を強化します。そして、乳幼児から高齢者まですべてのライフステージにおいて、組織や制度の壁を乗り越え、多様化、複合化、複雑化する支援ケースに対して様々立場から対応できる仕組みを構築します。

施策の方向

- (1) ライフステージやその人の状況に応じた支援体制の強化
- (2) 専門家による連携の強化

基本目標2

すべての市民が身近で、気軽に相談でき、適切なサービスへとつながるサポート体制づくり

第3期介護保険事業計画（平成18年4月）より介護保険法の改正によって地域包括支援センターが創設されました。日野市においても地域包括支援センター4か所を設置し、さらに在宅介護支援センターをランチとして8か所位置づけ、地域密着型サービスを実施してきました。第4期計画においては、平成21年4月より、これまでの在宅介護支援センターを地域包括支援センターへと転換し、9か所の地域包括センターとして再編、機能強化とサービスの質の向上をめざしています。しかし、地域包括支援センターは、介護予防マネジメント業務の比率が高く、基本的な機能としての権利擁護や総合相談窓口の充実と機能強化が課題となっています。

地域包括支援センターには社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの3職種が配置され、高齢者を対象とした総合相談窓口としての役割を担っています。また、地域の生活課題が多様化、複合化、複雑化するなかで、新たな問題が発生することもあり、地域に最も密着した機関として、その専門的な知識やノウハウを最大限に活かし、早期発見、早期問題解決へとつなげる機能が期待されています。今後は地域福祉の観点から、すべての市民を対象としたワンストップサービス、総合的な支援機能をもつ初期総合相談窓口としての役割が求められます。

施策の方向

- (1) 総合相談窓口の整備
- (2) 地域の困りごとや生活課題の把握

基本目標3

まちぐるみで、いつでも、どこでも必要な情報へ とつながる情報ネットワークづくり

すべての市民が安心して暮らすために必要なサービスの情報を、誰もがいつでもどこでも把握、選択できるようにするために、情報提供のあり方について再構築を行う必要があります。これまでの福祉に関する情報は、主に市の広報誌、ホームページによって情報提供がされ、パンフレットによるPRも市役所をはじめとする主要な公共施設で配布しています。公共施設は不特定多数の市民が訪れる場として有効ですが、ほとんどの市民は、日常的に訪れることは少なく、結果として必要な情報がタイミング良くつながっていない可能性があります。

そこで、新たな展開として、広報誌などの紙媒体による情報提供は継続しつつ、潜在化している生活課題を抱える市民に対する情報発信について、病院やスーパーなど民間事業者にも協力要請をするとともに、若い子育て世代の保護者に対して、ホームページなどを活用した情報発信により、誰もがいつでもどこでも必要な情報の収集と選択が可能となるよう、日野市全域での情報発信の機会を拡大します。

施策の方向

- (1) あらゆる機会を通じた情報提供の充実
- (2) 関係機関や民間事業者との連携による情報提供の充実
- (3) 情報の一元化

基本目標 4

市民参加による地域でともに支え合う活動の場づくり

少子高齢社会を迎え、地域住民の生活様式が多様化するなかで、単身化が進み、ひとり暮らしの高齢者が増えています。また、自治会加入率の低下などにより、地域での交流が少なくなり、地域の暮らしの中で、不安を感じることも多くなっています。また、地域では、子育て家庭や障害のある人、ひとり暮らし高齢者、介護を必要とする人など、様々な支援を必要とする人が生活しており、それぞれの抱える課題も多様になっています。

お互いが支え合える地域づくりを行うため、地域住民の一人ひとりの助け合い意識を高めるとともに、地域において交流を深め、お互いを知ることが重要です。

さらに、地域住民の福祉活動への参加を促進するためには、地域資源の有効活用を通じた住民の社会参画の促進を図ることが必要です。

そのため、各地域の様々な世代が交流し、特に閉じこもりぎみの高齢者や障害のある人も安心して集うことができる交流の場の立ち上げ支援を行います。

しかし、地域によっては、抱えている生活課題は異なります。地域にあった交流の場とするため、企画から運営まで市民参加による地域福祉活動の拠点としての交流の場設置を目指します。

施策の方向

- (1) 地域における交流機会の充実
- (2) 地域福祉活動の拠点の整備
- (3) 地域で支え合う仕組みづくり

基本目標5

積極的な市民参加を促す魅力ある地域福祉で 人づくり

地域福祉を支える資源の原点は人材です。地域福祉を担う人材の育成と資質の向上は極めて重要な課題であり、知識や技術の提供・修得のみならず、福祉の心（マインド）を育む視点が不可欠です。人材育成を進めていく上でのポイントは、身近な地域で学び、活躍する場があることで福祉に対する関心や意識を高め、参加する人々がやる気をおこす仕組みを作ることであると考えます。

そこで地域福祉を支える人材育成の制度として、社会福祉協議会のボランティアセンターとともに、地域で展開する交流の場の立ち上げ支援をおこないます。また、福祉に関する勉強会や体験学習など魅力ある内容を備えた人材育成プログラム等により、ボランティアへの参加促進や技術力の向上に対する意識を高めるための人材育成システムを構築します。

施策の方向

- (1) 地域福祉の担い手の育成と資質の向上
- (2) ボランティア 活動の推進